消費生活センターのご案内

現在、毛呂山町・越生町・鳩山町の3町で、 消費生活センターを共同設置しています。これ により、3町在住、在勤者は3町の消費生活セ ンターを利用できます。悪徳商法、多重債務、 架空請求などの消費者トラブルは、消費生活セ ンターへご相談ください。

町名	相談日	受付時間	電話番号
越生町	水曜日金曜日	午前 10 時~正午	292-3121
毛呂山町	月曜日	午前 10 時~正午 午後1時~午後3時	295-2112
鳩山町	木曜日	午前 10 時~正午 午後1時~午後3時	296-5895

固產業観光課 観光商工担当

【●内線 147

農地パトロールを実施します

越生町農業委員会では、農地パトロール月間 として、8月~9月に農地利用状況調査を実施 します。この調査は、平成21年12月に施行 された改正農地法に基づいて行うもので、調査 にあたっては、農業委員や農地利用最適化推進 委員が農地等に立ち入ることもありますので、 農業者皆様のご理解とご協力をお願いします。

※農地の適正な管理をお願いします

農地法第2条の2で、「農地について所有権ま たは賃借権その他の使用および収益を目的とす る権利を有する者は、当該農地の農業上の適正 かつ効率的な利用を確保するようにしなければ ならない」と農地について権利を有する者の責 務が規定されています。

遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、 近隣の住民や農地へ悪影響をおよぼしますので、 除草(草刈)、病害虫の駆除等、適正な管理をお 願いします。

間越牛町農業委員会

【●内線 141

同時開催します

渋沢栄一肖像のコンテ画の展示 渋沢平九郎展·太田道灌像展

渋沢栄一は、近代日本経済の父と言われるほ どの偉人で、令和6年度に発行される新1万円 札には、肖像画が描かれます。渋沢平九郎は、 渋沢栄一の義弟・養子で、飯能戦争で新政府軍 に敗れ、越生町黒山で短い生涯を終えました。 自刃した岩の所には、澁澤平九郎自決之地の碑 が建てられ、近くの全洞院には、平九郎の墓が あります。渋沢栄一は、明治32年と45年の2回、 法要のために自決の地と全洞院を訪れています。 開催期間 8月10日(木)~9月10日(日) 展示時間 午前8時30分~午後5時 展示場所 越生駅西口総合案内所ギャラリー

- ・渋沢栄一肖像のコンテ画(深谷市所蔵)
- ・渋沢栄一が法要のために訪れたときの写真 など
- ・渋沢平九郎の写真 と解説パネル
- ・渋沢平九郎の等身 大パネル
- ・全国各地の太田道 灌像の展示パネル など

その他 入場無料

展示内容



▲渋沢栄一肖像のコンテ画

太田道灌ドラマ化署名活動強調月間

この期間を太田道灌の NHK 大河ドラマ化の 実現に向けての署名活動強調月間とします。み なさまのご協力をお願いします。

間(一計)越牛町観光協会

3292-1451

越生町の広報紙をスマホアプリで



₩ マチィロ

行政情報アプリ「マチイロ」で広報おごせの配信 を始めました。越生町からのお知らせをアプリを 通じてスマートフォンやタブレッ

トにてお届けします。 ぜひご利用ください。

固総務課 地域支援・防災安全担当

☑内線217



アライグマ捕獲従事者 養成研修会を開催します

アライグマによる生活環境被害、農作物被害 の防止を図るため、埼玉県主催の研修会を開催 します (受講料無料)。この研修を受講すること により法律で定めた捕獲許可や狩猟免許(わな 猟)がなくても、アライグマに限り捕獲するこ とができます。

日時 第1回 9月15日(金) 午後1時30分~4時

> 第2回 10月13日(金) 午後1時30分~4時

※どちらか1つを選択

場所 埼玉県東松山市民文化センター 1階大会議室(東松山市六軒町5-2)

内容 ・アライグマ対策について

・アライグマの総合的防除対策について

対象 埼玉県内の市町村において、アライグマ 捕獲の従事者となる者 (埼玉県内在住で受講日当日において18 歳以上の者)

定員 各回80名(※参加者が定員を超えた場 合には調整有)

申込方法 間に電話若しくは産業観光課窓口に て申込み

申込期限 第1回 8月9日(水) 第2回 9月7日(木)

※町主催のアライグマ捕獲従事者養成研修会に つきましては、令和6年1月頃を予定してい ます。詳細が決まり次第、ホームページ、広 報でお知らせします。

固産業観光課 農林担当

【内線 1 4 4



私有地の適正な管理について

所有者のみなさんへ

○雑草は、5月に入ると成長が始まり、梅雨の時 期には、その勢いが加速し、10月頃まで成長 を続けます。このため年1回の除草では十分 ではありません。

雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草 をお願いします。

- ○空き地と離れてお住まいであるなど、ご自身で 除草ができない場合は、専門の業者などに除 草を委託してください。
- ○草陰にごみが投棄されます。

これを放置すると、次々にごみが投棄され大量 のごみが集積してしまいます。

不法投棄されたごみは、その所有者が管理責任 として処分しなければなりません。

このため空き地の定期的な見回り、不法投棄防 止柵の設置など適正な管理を心がけてくださ

道路上からはみ出している樹木等の管理について

○私有地から道路上に樹木や草がはみ出している と、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通し が悪くなり、交通事故を引き起こしてしまう恐 れがあります。

私有地から、はみ出している樹木等は土地所有 者に所有権があるため、はみ出している枝など で事故や怪我をされた場合は、その土地所有者 に損害責任が発生する場合があります。(民法第 717条・道路法第43条) 安全かつ安心して道 路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な 管理をお願いいたします。

固まちづくり整備課

環境管理担当 □内線 157 道路河川整備担当 ▼内線 154

